

平成 2 7 年 6 月

第 2 回稲城市議会定例会議案

(6 月 1 1 日開会
月 日閉会)

氏 名

平成27年第2回稲城市議会定例会 議案目録

< 条 例 >

- 第31号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第32号議案 稲城市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 第33号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第34号議案 稲城市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第35号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

< 補正予算 >

- 第36号議案 平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）

< そ の 他 >

- 第37号議案 稲城・府中墓苑組合規約の一部を変更する規約
- 第38号議案 稲城長峰スポーツ広場管理棟新築工事（建築）請負契約
- 第39号議案 稲城市道路線の認定について（JR南武線連続立体交差事業の進捗に伴う2路線）
- 第40号議案 稲城市道路線の認定について（都道川崎府中線の移管に伴う1路線）
- 第41号議案 稲城市道路線の認定について（稲城押立第一土地区画整理事業の進捗に伴う2路線）
- 第42号議案 稲城市道路線の変更について

< 報 告 >

- 第1号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度東京都稲城市一般会計予算）
- 第2号報告 事故繰越し繰越計算書について（平成26年度東京都稲城市一般会計予算）

- 第 3号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度東京都稲城市土地区画
整理事業特別会計予算）
- 第 4号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について
- 第 5号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第31号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の施行等に伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第33条第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

付則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

付則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

付則第26条中「これらの規定」を「同条」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、付則第26条の改正規定は公布の日から、第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定は平成28年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前の稲城市市税条例（以下「旧条例」という。）

付則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場

から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	稲城市市税条例の一部を改正する条例（平成27年稲城市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）付則第3条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例付則第3条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第3条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第3条第6項

第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第3条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第3条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第19条の項	付則第3条第6項	付則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第3条第5項	付則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第3条第6項	付則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第3条第6項	付則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第3条第5項	付則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第3条第6項	付則第3条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第19条の項	付則第3条第6項	付則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第3条第5項	付則第3条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第3条第6項	付則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第3条第6項	付則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第3条第5項	付則第3条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第3条第6項	付則第3条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第19条の項	付則第3条第6項	付則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	付則第3条第5項	付則第3条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	付則第3条第6項	付則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	付則第3条第6項	付則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	付則第3条第5項	付則第3条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	付則第3条第6項	付則第3条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

第32号議案

稲城市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の改正に伴い、稲城市職員の再任用に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の再任用に関する条例（平成13年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

第33号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)の改正に伴い、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年稲城市条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第1項を次のように改める。

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中稲城市国民健康保険税条例付則第15項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。） 平成28年1月1日

(2) 第2条の規定（前号に掲げる部分を除く。） 平成29年1月1日

付則第3項を次のように改める。

3 この条例中第2条の規定（付則第1項第1号に掲げる部分を除く。）による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第34号議案

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

保険料の納付義務者の利便を図るため、稲城市介護保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第35号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

多摩都市計画若葉台西地区地区計画及び南多摩駅周辺地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の1の表を次のように改める。

6の1 若葉台西地区地区整備計画区域（その1）

(あ) 計画地区の区分	集合住宅地区	低層住宅地区A	低層住宅地区B	中低層住宅地区
(い) 建築してはならない建築物	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 共同住宅で道路に面する階を店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(3) 公民館又は地区集会所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 公民館又は地区集会所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 住宅で次のいずれかの用途を兼ねるもの。ただし、各住戸の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。</p> <p>① 事務所（汚物運搬自動車、危険物運搬自動車その他これらに類する自動車の駐車施設を同一敷地内に設ける業務を除く。）</p> <p>② 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>③ 理髪店又は美容院</p> <p>④ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの。ただし、各住戸の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。</p> <p>(3) 共同住宅</p> <p>(4) 公民館又は地区集会所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>

				もの ⑤ アトリエ又は工房で、原動機の出力の合計が0.2キロワット以下のもの (3) 公民館、地区集会所、保育所又は診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	
(う)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	—			
(え)	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	—			
(お)	敷地面積の最低限度	500平方メートル	170平方メートル		
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画若葉台西地区地区計画の計画図に示す1号壁面線については3メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(1) 多摩都市計画若葉台西地区地区計画の計画図に示す1号壁面線が定められている敷地における道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。ただし、共同住宅以外の場合は、1メートル以上とする。 (2) その他の道路境界線までの距離	

				離は、1メートル以上とする。 (3) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。
(き)	(か)の適用除外のもの	—	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの	
(く)	建築物の高さの最高限度	—	12メートル	17メートル
(け)	建築物の高さの最低限度	—		

別表第2の6の2の表(か)の項を次のように改める。

(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、多摩都市計画若葉台西地区地区計画の計画図に示す2号壁面線については1メートル以上とする。	—
-----	------------------------------	---	---

別表第2の16の1の表(か)の項を次のように改める。

(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 多摩都市計画南多摩駅周辺地区地区計画の計画図に表示する1号壁面線が定められている敷地における道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) その他の道路（歩行者専用道路を含む。）及び水路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。
-----	------------------------------	---

別表第2の16の2の表(か)の項を次のように改める。

(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 多摩都市計画南多摩駅周辺地区地区計画の計画図に表示する1号壁面線が定められている敷地における道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) その他の道路（歩行者専用道路を含む。）及び水路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。
-----	------------------------------	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第36号議案

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）

平成 27 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,874,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成27年 6 月 11 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 都支出金		4,866,247	13,500	4,879,747
	2 都補助金	3,340,670	10,000	3,350,670
	3 委託金	233,486	3,500	236,986
19 繰入金		2,270,745	22,433	2,293,178
	1 基金繰入金	2,270,745	22,433	2,293,178
20 繰越金		300,000	30,428	330,428
	1 繰越金	300,000	30,428	330,428
22 市債		2,286,300	123,700	2,410,000
	1 市債	2,286,300	123,700	2,410,000
歳入合計		33,684,000	190,061	33,874,061

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,134,266	22,433	3,156,699
	1 総務管理費	2,420,559	22,433	2,442,992
7 商工費		178,063	160,484	338,547
	1 商工費	178,063	160,484	338,547
10 教育費		5,813,228	7,144	5,820,372
	1 教育総務費	390,133	1,700	391,833
	2 小学校費	1,958,991	5,444	1,964,435
歳出合計		33,684,000	190,061	33,874,061

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
第一中学校大規模改修等工事 (建築工事)	平成27年度から 平成28年度まで	12,561
第一中学校大規模改修等工事 (電気工事)	平成27年度から 平成28年度まで	3,392
第一中学校大規模改修等工事 (機械工事)	平成27年度から 平成28年度まで	2,495

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光発信拠点建設事業債	120,300	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第一小学校旧校舎建替等事業債	248,500	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	251,900	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出預算事項別明細書

歳入

第16款 都支出金 (補正額 13,500 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都 補 助 金	3,340,670	10,000	3,350,670		
	5 商工費都補助金	3,587	10,000	13,587		
					1 商工費補助金	10,000
3	委 託 金	233,486	3,500	236,986		
	5 教育費委託金	19,237	3,500	22,737		
					1 教育総務費委託金	3,500
	計	4,866,247	13,500	4,879,747		

説 明		
(経済観光課)	10,000	
東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金 (1/2)	10,000	
(指導課)	3,500	
オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金 (10/10)	3,000	
日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業委託金 (10/10)	500	

第16款 都 支 出 金

第19款 繰入金 (補正額 22,433 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	2,270,745	22,433	2,293,178		
	1 財政調整基金繰入金	935,139	22,433	957,572		
					1 財政調整基金繰入金	22,433
	計	2,270,745	22,433	2,293,178		

説 明		
(財政課)	22,433	
財政調整基金繰入金	22,433	

第19款 繰 入 金

第20款 繰越金 (補正額 30,428 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	300,000	30,428	330,428		
	1 繰越金	300,000	30,428	330,428		
					1 繰越金	30,428

説 明		
(財政課)	30,428	

第20款 繰 越 金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(1 繰越金)					
計		300,000	30,428	330,428		

説 明		
繰越金		30,428

第20款 繰越金

第22款 市債 (補正額 123,700 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	2,286,300	123,700	2,410,000		
	3 教育債	740,300	3,400	743,700		
					1 小学校債	3,400
	5 商工債	0	120,300	120,300		
					1 観光推進事業債	120,300
計		2,286,300	123,700	2,410,000		

(単位：千円)

説 明		
(財政課)		3,400
第一小学校旧校舎建替等事業債		3,400
(財政課)		120,300
観光発信拠点建設事業債		120,300

第22款 市債

第10款 教育費 (補正額 7,144 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	教育総務費	390,133	1,700	391,833	0	3,500	0	0	△1,800
	3 教育指導費	181,403	1,700	183,103	0	3,500	0	0	△1,800
					0	3,500	0	0	△1,800
2	小学校費	1,958,991	5,444	1,964,435	0	0	3,400	0	2,044
	1 学校管理費	1,192,848	5,444	1,198,292	0	0	3,400	0	2,044
					0	0	3,400	0	2,044
	計	5,813,228	7,144	5,820,372	0	3,500	3,400	0	244

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
19 負担金補助及び 交 付 金	1,700	3 教育研究・研修に関する経費 (指導課)	1,700
		19 負担金補助及び交付金	1,700
		オリンピック・パラリンピック教育推進校交付金	1,200
		日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業 交付金	500
11 需 用 費	514	2 小学校管理運営費	5,444
		(建築保全課)	4,444
1 消 耗 品 費	514	15 工事請負費	4,444
		第一小学校旧校舎建替等工事	
15 工 事 請 負 費	4,444	(教育総務課)	1,000
18 備 品 購 入 費	486	11 需用費	514
		① 消耗品費	514
		共通施設用	514
		18 備品購入費	486
		管理用 (共通施設用)	486

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国・都支出金	地方債	その他	一般財源
第一中学校大規模改修等工事 (建築工事)	建築保全課	12,561			平成27年度から 平成28年度まで	12,561		9,400		3,161
第一中学校大規模改修等工事 (電気工事)	建築保全課	3,392			平成27年度から 平成28年度まで	3,392		2,500		892
第一中学校大規模改修等工事 (機械工事)	建築保全課	2,495			平成27年度から 平成28年度まで	2,495		1,800		695

(追加)

(単位 千円)

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	9,554,499	11,721,914	1,464,300	978,131	12,208,083
補正額			123,700		123,700
計	9,554,499	11,721,914	1,588,000	978,131	12,331,783
(6) 教育債					
補正前	5,677,693	7,449,641	740,300	612,744	7,577,197
補正額			3,400		3,400
計	5,677,693	7,449,641	743,700	612,744	7,580,597
(7) 商工債					
補正前	0	0	0	0	0
補正額			120,300		120,300
計	0	0	120,300	0	120,300
合 計					
補正前	19,986,443	22,446,998	2,286,300	1,737,311	22,995,987
補正額			123,700		123,700
計	19,986,443	22,446,998	2,410,000	1,737,311	23,119,687

第37号議案

稲城・府中墓苑組合同規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城・府中墓苑組合の事務所の位置を変更することに伴い、稲城・府中墓苑組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。

稲城・府中墓苑組合規約の一部を変更する規約

稲城・府中墓苑組合規約（平成24年3月16日東京都知事許可）の一部を次のよう
に変更する。

第4条中「東京都稲城市東長沼2112番地の1」を「東京都稲城市矢野口3567番地」
に改める。

付 則

この規約は、平成27年9月1日から施行する。

第38号議案

稲城長峰スポーツ広場管理棟新築工事（建築）請負契約

上記の議案を提出する。

平成27年 6 月11日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城長峰スポーツ広場管理棟新築工事（建築）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城長峰スポーツ広場管理棟新築工事（建築）請負契約

稲城長峰スポーツ広場管理棟新築工事（建築）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城長峰スポーツ広場管理棟新築工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 154,980,000円
- 4 契約の相手方 所在地 稲城市平尾一丁目50番地の20
名称 大石建設株式会社
代表者 代表取締役 大石 行伸

第39号議案

稲城市道路線の認定について（J R南武線連続立体交差事業の進捗に伴う2路線）

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

J R南武線連続立体交差事業の進捗に伴い整備する道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（J R南武線連続立体交差事業の進捗に伴う2路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道東長沼2028号線	大字東長沼字二号568番29地先	大字東長沼字二号572番1地先
2	市道大丸2029号線	大字大丸字二号155番1地先	大字大丸字二号156番3地先

第40号議案

稲城市道路線の認定について（都道川崎府中線の移管に伴う1路線）

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

都市計画道路多3・3・7号線の供用開始により東京都からの移管が見込まれる都道川崎府中線の一部を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（都道川崎府中線の移管に伴う1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	市道大丸2030号線	大字大丸字八号941番1 地先	大字大丸字二十六号2220 番1地先

第41号議案

稲城市道路線の認定について（稲城押立第一土地区画整理事業の進捗に伴う2路線）

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城押立第一土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城押立第一土地区画整理事業の進捗に伴う2路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道押立2031号線	大字押立字上関444番1地先	大字押立字上関470番地先
2	市道押立2032号線	大字押立字上関455番4地先	大字押立字上関475番1地先

第42号議案

稲城市道路線の変更について

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり稲城市道路線を変更する。

路線名		起 点	終 点	重要な経過地
市道302号線	変更前	大字押立字上関411番地先	大字押立字上関461番地先	—
	変更後	大字押立字上関412番1地先	大字押立字上関437番地先	—